

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約の落札者の決定【契約室契約課】 3071
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】 3072

◇ 上下水道局

- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道計画課】 3076

北九州市公告第941号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
児童生徒用机及び椅子 一式（机 1, 119台及び椅子 1, 156脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市契約室契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月6日
- 4 落札者の名称及び住所
有限会社富士事務機
北九州市小倉北区若富士町1番10号
- 5 落札金額
524万8,740円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成25年10月11日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第942号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月19日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

コークス 150万キログラム

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成26年1月1日から同年3月31日まで

(4) 納入場所 北九州市門司区新門司三丁目79番地
新門司工場

(5) 最初の契約に係る入札公告日 平成25年2月12日

(6) 入札方法 1キログラム当たりの価格により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札による参加ができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合がある。

(4) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、北九州市電子入札運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成25年12月2日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市契約室契約課

イ 日時 公告の日から平成25年12月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成25年12月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

) の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成25年12月2日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送(書留郵便に限る。)すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成25年12月10日から同月13日までの毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月16日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成25年12月13日午後5時までに必着のこと

。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成25年12月16日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市契約室契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Coke
Forecasted Quantity: 1,500,000kg
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :
2:00p.m., December 16, 2013
For tenders submitted by mail :
5:00p.m., December 13, 2013
- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Office, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局告示第35号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市門司区片上海岸の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市門司区片上海岸内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第36号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市小倉北区南丘二丁目の一部
” ” 平松町の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉北区南丘二丁目内、平松町内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第37号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市小倉南区大字徳吉の一部	
〃	〃 大字小森の一部
〃	〃 高野三丁目の一部
〃	〃 高野四丁目の一部
〃	〃 徳吉東四丁目の一部
〃	〃 大字道原の一部
〃	〃 朽網西六丁目の一部
〃	〃 朽網東四丁目の一部
〃	〃 中吉田一丁目の一部
〃	〃 葛原本町一丁目の一部

” ” 横代東町三丁目の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式
北九州市小倉南区大字徳吉内、大字小森内、高野三丁目内、高野四丁目内、徳吉東四丁目内、大字道原内、朽網西一丁目内、朽網西六丁目内、朽網東四丁目内、中吉田一丁目内、葛原本町一丁目内及び横代東町三丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曾根浄化センター

北九州市上下水道局告示第38号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域
北九州市若松区大字二島の一部

3 排水施設の位置

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市若松区大字二島内の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64番地の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第39号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理を開始する。

その関係図面は、告示の日から供用開始及び処理開始の日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月19日

北九州市上下水道局長 富増 健次

1 供用開始及び処理開始の年月日

平成25年11月30日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水排除及び下水処理の区域	
北九州市八幡西区大字本城の一部	
〃	〃 藤原一丁目の一部
〃	〃 市瀬三丁目の一部
〃	〃 三ヶ森一丁目の一部

3 排水施設の位置分流式

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区大字本城内、藤原一丁目内、市瀬三丁目内及び三ヶ森一丁目内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター